

令和 4 年 6 月 14 日現在

機関番号：14301

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2021

課題番号：18K18331

研究課題名（和文）図書館の社会的責任に関する戦後史研究

研究課題名（英文）The Historical Development of the Social Responsibility of Libraries in Postwar Japan

研究代表者

福井 佑介（FUKUI, Yusuke）

京都大学・教育学研究科・講師

研究者番号：20759493

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,200,000円

研究成果の概要（和文）：図書館の社会的意義を理解し、いかなる経緯で「現在」の在り方が生み出されたのかを問うため、本研究では、図書館の社会的責任に関する戦後図書館史を解明することを試みた。特に社会的な動向に対する立場表明に焦点を当てながら、図書館の社会的責任の基礎となる概念が中立性から「知る自由」の保障へと移行する過程を明らかにした。研究成果として、『図書館の社会的責任と中立性』（福井佑介、松籟社、2022年）を上梓した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、図書館の社会的責任に関する図書館界の自己認識の系譜や、図書館の中立性をめぐって生じた葛藤や討議の帰趨が明らかになった。特に、戦後図書館界の重要な規範である「図書館の自由に関する宣言」に向けられた重層的な期待を解明したことは、従来の解釈を大きく乗り越え、図書館史研究に貢献した。また、個別的に機能やサービスを扱う従来の視座を越え、社会-図書館観-機能を総合的に捉える枠組みを提示した。

研究成果の概要（英文）：In the 1950s, library professionals had to be aware of the political or social turmoil in Japanese society. They agreed that libraries must be neutral, but there were a variety of opinions on the concept of library neutrality. Some young library professionals believed that resisting social "bias" was neutrality. On the other hand, the mainstream of the Japanese Library Association believed that libraries, as information centers, should collect and provide all kinds of materials. They cautioned against adopting a particular position on political or social issues from the standpoint of library neutrality. Under these conflicting views, various statements and norms were developed. In the 1960s, the library community became dedicated to library practice and distanced itself from political or social issues. In the 1970s, the basis for the social responsibility of libraries shifted from the concept of library neutrality to freedom of expression.

研究分野：図書館情報学

キーワード：図書館史 社会的責任 知的自由 中立性 図書館の自由

1. 研究開始当初の背景

歴史的にみたととき、図書館は単なる情報や資料の貯蔵庫を越えた機能や役割を志向したり、果たしたりしてきた。資料や情報の流通・保存・利用に寄与するという図書館の基本的な機能を前提としながら、図書館の在り方を様々な形で自己規定してきた。

日本の公立図書館に質的転換が生じたのは、1960年代から1970年代にかけてであった。すなわち、日本図書館協会による公共図書館調査とその報告書である『中小都市における公共図書館の運営』(1963年)の公表から、そこで示された理念を実践に移した日野市立図書館、その成果をまとめた『市民の図書館』(1970年)の刊行に至る一連の流れが図書館界で広く共有されることを通じて、資料中心の保存志向から利用者中心のサービス志向へと図書館運営の価値観が根本的に変化した。いまだに萌芽的段階にある日本の戦後図書館史研究では、この「変革」とその影響に関心が集中してきた。上記の報告書の成立過程を扱ったり、報告書で強調された個々のサービスの在り方を掘り下げたり、一連の流れが公立図書館の普及をもたらしたとする運動論的な歴史認識を批判したりする研究や論考が上梓されてきた。この研究状況は、重要な研究対象を扱ってきたとはいえ、「変革」の時代をあまりに近視眼的に扱っていたとみることもできる。

まず、研究対象という観点からみれば、従来の研究や実践報告では、機能や役割が個別に検討されるにとどまってきた。しかし、質的転換の延長にある「現在」の公立図書館をみても、広義の知る権利の保障や生涯学習機会の提供に貢献したり、地域の課題解決や社会関係資本の構築に寄与したりするなど、激変する社会環境の中で、公立図書館の果たすべき役割や期待される機能は多様かつ重層的である。社会と図書館との関係性や、公立図書館の社会的な意義を検討するには、より包括的な研究枠組みを設定する必要がある。

また、時間軸という観点からみれば、「変革」の時代そのものに注目するあまり、どのような状況から「変革」の時代へと至ったのか、具体的な図書館運営原理を越えて、図書館界でどのような図書館観の転換を経験したのかということに、ほとんど注目されてこなかった。研究代表者の研究を除けば、1950年代の図書館界については、図書館法の制定や図書館政策を中心とした占領期研究などにとどまってきた。しかし、1950年代は、制定されたばかりの図書館法に対して改正運動が即座に生じていたり、主として1979年の改訂後に図書館実践の原則として重視されることになる「図書館の自由に関する宣言」が1954年に議論の末に採択されたりするなど、図書館の規範が不透明な時期であった。質的転換の前史を含めて、より長い時間軸の下で図書館の在り方を方向付けてきた思想の展開を明らかにすることは、「現在」の公立図書館に関する理解を深め、戦後図書館史研究を大きく発展させることになる。

2. 研究の目的

研究の背景で指摘した問題を乗り越えるために、本研究では、戦後図書館界の社会的責任論の歴史的展開を明らかにするにあたって、1950年代から1970年代というタイムスパンで検討することとした。特に、図書館界における社会的責任論の展開を把握するにあたって、図書館や図書館関係団体が社会的、政治的な動向や問題との関係で立場表明を行うことや、それにまつわる討議に注目した。

歴史を振り返れば、決議や声明を通じた立場表明は、図書館界で何度も行われてきた。そこでは、対象となった社会的・政治的な問題が図書館といかなる関係にあるのか、そして図書館界がどのような立場を採用するのかということが示されてきた。ここには、図書館関係者に内在されていた規範が表明されていたのであり、図書館という社会的機関に関する図書館界の自己認識が顕在化していた。なお、この種の決議や声明は他の職業団体でもみられるものである。その職業団体が自らの専門性に照らして、何らかの社会的・政治的な問題に対して立場表明を行うことは特に不自然なことではない。しかし、図書館界の場合には、図書館の中立性に関する葛藤という、図書館に特有の論点が存在していた。すなわち、あらゆる情報を取り扱う社会的機関である(であろうとする)図書館が、社会的・政治的な問題に対して特定の立場を採用してもよいのだろうか、公平に資料や情報を取り扱うという図書館の中立性に疑念を生じさせてしまうのではないかという懸念である。この論点の存在によって、立場表明の対象が図書館の関わる「べき」問題であるか否かという線引きの討議が生じることになり、図書館界の社会的責任に関する自己認識を際立たせることになった。

3. 研究の方法

研究の目的に従って、戦後図書館界の社会的責任の変遷を検討するため、歴史研究として時系列的に議論を進めた。検討の中心となったのは、図書館員の職能団体である日本図書館協会の動向や図書館界の「総意」を示すフォーラムという性質を有していた全国図書館大会での討議であった。さらに、図書館員の個人加盟団体である図書館問題研究会は、1950年代には特に政治的状况への積極的な関与を示し、1960年代以降も社会的な動向への強い関心を示しており、本研究の課題にとって、重要なアクターであった。これらを軸として、前述のように、決議や声明を通じた立場表明やそれにまつわる討議に現れた図書館の社会的責任論に注目し、図書館観の相

違や議論の射程を詳細に分析した。

4. 研究成果

本研究の成果として、研究書『図書館の社会的責任と中立性：戦後社会の中の図書館界と「図書館の自由に関する宣言」』（福井佑介、松籟社、2022年）を上梓した。以下に示していくように、1950年代の図書館界では、日本社会がいわゆる「政治の季節」にあった政治的・社会的な動向を強く意識していた。具体的な動向との関係で、多様な図書館観や図書館の社会的責任論が示されていた。特に、当時の図書館の社会的責任は、図書館の中立性という論点が不可分であったことが明らかになった。しかし、1960年代には図書館の普及や運営に注力することになり、中立性という論点は後景に退いていった。その後、公立図書館の大衆化が進んだ1970年代には、社会の側から、資料を扱う社会的機関としての図書館の社会的責任論が問われるようになった。

まず、1950年代に展開された図書館の社会的責任に関する議論や立場表明の端緒となったのは、1952年の破壊活動防止法であった。同法は、法案の時点から、言論や結社の自由を制約することが懸念されていた。同法の内容に、文書や図画にまつわる規制が含まれていたことから、図書館界からも注目されており、立場表明の是非に関する議論や、日本図書館協会の機関誌である『図書館雑誌』において展開された、いわゆる「図書館の中立性論議」に発展することになった。そして、これらを通じて、1950年代に継続的にみられることになる議論の対立軸が形成されることになった。

日本図書館協会の事務局長であった有山崧は、図書館をインフォメーション・センターと位置付け、資料の取り扱いに専心すべきで、破壊活動防止法への反対決議のような、政治状況や社会思想にまつわる立場表明を、図書館の中立性の自己侵犯として戒めた。他方で、若手図書館員によくみられたように、図書館は文化や文明を保護するものであり、これらの価値が冷戦や逆コースによって脅かされているという認識の下、政治的・社会的な動向への積極的な関与を唱道する動きもあった。そこでは、（逆コースなどの）社会の「偏り」に抵抗することこそ中立であるとして、軍国調の資料を購入しないことを図書館の中立とみなす意見も存在した。これらの見解の対立の中で、この時点では、何らかのオーソライズされた図書館観や「図書館の中立」観が存在していたわけではなかった。

有山の考えは、1954年に採択されることになる「図書館の自由に関する宣言」に結晶化することになった。この宣言は、民衆の「知る自由」を保障することを目的としながら、図書館の中立性を中核的な価値に位置付けるものであった。その中立の射程とは、資料の収集も提供も最大限に行うというものであった。制定者として有山は、資料の問題にしばって、社会と図書館を接続させようとしたのであり、宣言案に含められていた文言である「抵抗」があり得るのは、資料の問題と、その前提にある予算の問題に限定していた。

しかし、図書館界の上層部は、（有山の禁欲的な意図とは相違して）「抵抗」の文言が社会的・政治的な抵抗の宣言として外部に受けとめられることを危惧し、文言の修正を迫った。さらに、この宣言と同じタイミングで「原子兵器禁止に関する各国図書館界への訴え」が採択された。この声明は、人類の平和や生存に寄与するという図書館観を媒介に、原子兵器の禁止を図書館の問題として扱うものであった。採択に至る討議において、この立場表明が図書館の自由と矛盾することを指摘する発言もあったが、この論点が深められることなく採択に至った。このように、有山崧の図書館観や中立観は、「図書館の自由に関する宣言」に結晶化し、後世への大きな影響を有することになるのであるが、同時代的には必ずしも支配的な位置にあったわけではなかった。

さらに、「図書館の自由に関する宣言」自体も、有山の意図通りに理解されていたわけではなく、むしろ、立場表明を後押しするものとして扱われることすらあった。1956年の教育二法案（地方教育行政の組織及び運営に関する法律案と教科書法案）や1959年の文部省の「図書選定制度」に関する討議では、それらへの反対決議を求める側が、「図書館の自由に関する宣言」を引き合いに出していた。これらの議論では、立場表明の是非が問われ、特に後者の討議では図書館の社会的責任や中立性に関して対立する見解が正面から衝突した。それらの議論への落としどころもまた、「図書館の自由に関する宣言」であり、提案されたような反対決議を行うのではなく、この宣言を再確認するという形で決着した。このように、図書館の中立性を核心とする1954年版の「図書館の自由に関する宣言」は、図書館の立場表明に関するアクセルとブレーキの両方の用いられ方をしていたのであり、当時の図書館界に置いて、重層的な理解がなされていた。これは、同宣言について、問題が生じたときに思い出されるだけのものとみなしていた従来の解釈とはことなる実態であった。

以上のような状況とは相違して、1960年以降の図書館界は、政治的・社会的な動向から距離を取っていくことになる。特に、1960年には、日米安保条約の改定が衆目を集めていたにもかかわらず、図書館界では「政治の季節」が一早く終わり、図書館運動の時代を迎えていた。図書館の普及やサービスの在り方に焦点があてられることになり、特に政治的な討議は排除されていった。1970年代になると、童話『ピノキオ』が差別図書として告発された、『ピノキオ』事件が生じ、資料を幅広く提供しようとする図書館の社会的責任が、実践の側から問われるようになった。最終的に、1979年改訂版の「図書館の自由に関する宣言」と、『ピノキオ』を閲覧室に戻す際の名古屋市図書館の声明において、提示された図書館の社会的責任は共通していた。利用者が資料にアクセスする権利を保障することが図書館の社会的責任であった。そこに至る議論や実践の中で、図書館の中立性は、その概念規定が深められることはなかった。むしろ、中立性

という概念を用いずに、より実務的な文脈の中で、図書館として、あるいは図書館資料の取り扱いとして、あるべき姿を模索していった。図書館の社会的責任や史料の扱いは、もはや中立性とは結びつかず、知る自由の保障や表現の自由に強固に結びつく時代を迎えることになった。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 2件）

1. 発表者名 福井 佑介
2. 発表標題 『ピノキオ』事件と「図書館の自由に関する宣言」
3. 学会等名 第10回京都国際図書館学フォーラム（国際学会）
4. 発表年 2019年～2020年

1. 発表者名 福井 佑介
2. 発表標題 1950年代の図書館の社会的責任論：教育二法案と安保改定を中心に
3. 学会等名 第9回京都国際図書館学フォーラム（国際学会）
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計6件

1. 著者名 福井 佑介	4. 発行年 2022年
2. 出版社 松籟社	5. 総ページ数 360
3. 書名 図書館の社会的責任と中立性	

1. 著者名 相関図書館学方法論研究会、川崎 良孝、福井 佑介、三浦 太郎、久野 和子、杉山 悦子	4. 発行年 2021年
2. 出版社 松籟社	5. 総ページ数 218
3. 書名 図書館の社会的機能と役割	

1. 著者名 相関図書館学方法論研究会	4. 発行年 2020年
2. 出版社 松籟社	5. 総ページ数 304
3. 書名 図書館研究の回顧と展望	

1. 著者名 川崎良孝編著、小南理恵・山崎沙織・福井佑介訳	4. 発行年 2020年
2. 出版社 京都図書館情報学研究会	5. 総ページ数 376
3. 書名 アメリカ公立図書館運動開始期の思想と実践	

1. 著者名 相関図書館学方法論研究会、川崎良孝、三浦太郎、吉田右子、杉山悦子、塩見昇、拱佳蔚、金晶、呉桐、中山愛理、福井佑介	4. 発行年 2020年
2. 出版社 松籟社	5. 総ページ数 280
3. 書名 時代のなかの図書館・読書文化	

1. 著者名 相関図書館学方法論研究会編、川崎良孝、吉田右子、キャサリン・シェルドリック・ロス、三浦太郎、福井佑介、金晶著、山崎沙織訳	4. 発行年 2019年
2. 出版社 松籟社	5. 総ページ数 268
3. 書名 図書館と読書をめぐる理念と現実（福井佑介「社会的責任論からみた戦後の全国図書館大会の展開：図書館界の「総意」を示すフォーラムの興亡」p. 139-174）	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------